

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	産廃搬入車⇒係員による内容物の確認⇒適合品⇒計量 ⇒係員の指示により最終処分場へ搬入 産業廃棄物を受け入れる際には、必要に応じて事前に分析結果を求める。なお、詳細は別添、維持管理に関する計画のとおり。		
	施設作業時の維持管理方法	別添、維持管理に関する計画のとおり		
	施設整備・点検の頻度	各施設の点検は毎日一回以上行い、不良箇所はその都度修理して故障が発生する前に修理を行う。		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	産廃の種類及び数量、点検・検査結果は管理日報等に記載して、備え置き期間を5年、保管期間を処分場廃止までとする。閲覧は当社の作業日(平日月曜日～金曜日)の9時から16時まで、本人の申出により行う。(廃掃法施行規則第12条の7の2,第12条7の3による) 閲覧場所は、小川建設工業(株)本社(本別町上本別10の3)とし、毎月整理する。 詳細はインデックス6-1「維持管理に関する計画」及びインデックス7「災害防止計画」のとおり。			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm3)			
	硫黄酸化物 (Nm3/hr)			
	窒素酸化物 (cm3/Nm3)			
	塩化水素 (mg/Nm3)			
	ダイオキシン類			
放流水の水質	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	1回/月
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	30mg/L以下	30mg/L以下	1回/月
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—	
	浮遊物質 (mg/L)	10mg/L以下	10mg/L以下	1回/月
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)	—	—	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)	—	—	
	全窒素 (T-N)	100mg/L以下 (日間平均60mg/L)	100mg/L以下 (日間平均60mg/L)	1回/月

(日本工業規格 A 4)

維持管理に関する計画

1. 産業廃棄物の受け入れ方法

- 1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう受け入れる際に必要に応じ産業廃棄物の性状の分析又は計量を行う。
- 2) 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が取り扱える種類であるかを確認する。許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を認めた場合は車両全ての産業廃棄物の受け入れを行わない。
- 3) 荷降しをするときには、必ず従業員が立合って確認を行い、許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、マニフェストとともに全ての産業廃棄物を持ち帰らせる。
- 4) 許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にする。
- 5) 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れない。
- 6) 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又は政令第2条第13号廃棄物については、受け入れに先立って有害物質等の分析試験の成績表の写し及び産業廃棄物の発生工程のフローシートを徴し、取り扱える性状のものであるかどうかを確認する。

2. 施設操業時の維持管理

1) 飛散、流出防止

埋立地の外に産業廃棄物が飛散・流出しないように、廃棄物を受け入れ後、転圧、締固めを行い、適宜覆土により飛散・流出を防止する。特に、飛散しやすい廃プラスチック類は、グループ会社で中間処理・安定型処理場での処理実績があり、その経験に基づき飛散防止しにくい大きさ(10cm～15cm)に破碎をした小片化したものを処理する。ばいじん及び焼却灰は、調湿、固化等の措置を行っている廃棄物のみを受け入れることとし、受け入れる前に分析表の提出を受け有害物質の分析値を確認し、基準値以上のものについては受け入れない。また、粉じんの飛散防止対策として洗車場や処理施設からホース等を利用して適宜散水を行う。なお、管理技術者は1回/日の日常点検により、廃棄物の受け入れ状況や飛散状況等の検査を行う。

2) 悪臭・カラス発生防止方法

住民説明会で住民からの要望が高かった悪臭及びカラス発生防止は、維持管理の重点項目とし、可能な限りの管理を実施する。具体的には、腐敗性の高い廃棄物を受け入れる場合は、穴を掘って集中的に埋立し、即日覆土する対策をとる。また、状況に応じて受け入れる量を抑制する等の管理を徹底する。また、日常点検で、悪臭やカラスの発生状況を確認

認め、発生が認められた場合は、消臭剤の散布等の措置を行うとともに、発生の恐れのある廃棄物を受け入れた場合には、事前に覆土や消臭剤の措置をとる。

3)火災防止

火災発生防止対策としては、日常点検により埋立処分場内の状況、異常の有無を確認する。埋立に際しては、可燃性の産業廃棄物に対する適正な覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置をとり、大気拡散処理を行う。また、火災発生時に対処するために消火器を設け、消火器は浸出水処理施設内に常備する。

4)衛生害虫等防止方法

悪臭・カラス対策と同様に、ねずみ、蚊、ハエ、その他の衛生害虫等が発生しないように最終処分場の周辺環境に支障をきたさないようにするため、覆土、薬剤散布等の措置を行う。また、日常点検で、衛生害虫の発生状況を確認し、発生が認められた場合は、薬剤散布や廃棄物が見えなくなる程度の厚さの覆土を行う、発生の恐れのある廃棄物を受け入れた場合には、事前に覆土や薬剤散布の措置をとる。

5)囲い・立札

みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止できるような囲いを設け、立札には最終処分場であることを表示し、常に最新(変更があった場合は変更後)の内容を示す。また、これらの設備に破損がないか見えやすい状況にあるかどうか日常点検を実施する。囲いが破損した場合は、早急に補修・復旧を行う。

6)擁壁等の点検

擁壁は、日常的な管理の中で状況確認を行うとともに、1回/月の定期点検を実施する。また、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

7)遮水工の維持・点検

埋め立てる廃棄物や埋立作業用の機材により遮水工が破損しないように配慮した埋立て作業を実施する。また、遮水シートの表面を不織布で覆うとともに、廃棄物を埋立てる前に表面に砂等を敷き、保護することによって遮水工の破損を防止する。

地上に現れている部分について目視点検を実施し、不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況を日常点検し、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。また、遮水シートに破損があった場合は緊急的に土のう等ではがれ部分を押しさえて、できるだけ早急に原型復旧を行う。

8)地下水等の水質検査

①埋立処分開始前の地下水の検査

埋立開始前に地下水検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定・記録する。また、現況の地下水調査で数値が高かったヒ素と鉛については、処分場の建設前から年2回程度の水質分析(モニタリング調査)を実施する。

なお、地下水検査項目は以下のとおりである。

表 6-1 埋立処分開始前の地下水検査項目(埋立開始前)

	検査項目	頻度	備考
地下水	電気伝導率	埋立開始前に実施	
	塩化物イオン	埋立開始前に実施	
	アルキル水銀	埋立開始前に実施	
	総水銀	埋立開始前に実施	
	カドミウム	埋立開始前に実施	
	鉛	埋立開始前に実施	建設前に年2回程度実施
	六価クロム	埋立開始前に実施	
	砒素	埋立開始前に実施	建設前に年2回程度実施
	全シアン	埋立開始前に実施	
	ポリ塩化ビフェニル	埋立開始前に実施	
	トリクロロエチレン	埋立開始前に実施	
	テトラクロロエチレン	埋立開始前に実施	
	ジクロロメタン	埋立開始前に実施	
	四塩化炭素	埋立開始前に実施	
	ダイオキシン類	埋立開始前に実施	
	1,2-ジクロロエタン	埋立開始前に実施	
	1,1-ジクロロエチレン	埋立開始前に実施	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	埋立開始前に実施	
	1,1,1-トリクロロエタン	埋立開始前に実施	
	1,1,2-トリクロロエタン	埋立開始前に実施	
	1,3-ジクロロプロペン	埋立開始前に実施	
	チウラム	埋立開始前に実施	
	シマジン	埋立開始前に実施	
ベンゼン	埋立開始前に実施		
セレン	埋立開始前に実施		
チオベンカルブ	埋立開始前に実施		

②埋立処分開始後の地下水の検査

埋立開始後は、地下水等検査項目は1年に1回、電気伝導率、塩化物イオンは1ヶ月に1回の測定を行い記録する。また、電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常があった場合は、速やかに地下水等検査項目について測定・記録する。

地下水水質が悪化した場合、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入の中止し、支庁等に連絡する。

表 6-2 埋立処分開始後の地下水検査項目(埋立期間中)

	検査項目	頻度	基準値
地下水	電気伝導率	1回/月	
	塩化物イオン	1回/月	
	アルキル水銀	1回/年	検出されないこと
	総水銀	1回/年	0.0005mg/L以下
	カドミウム	1回/年	0.01mg/L以下
	鉛	1回/年	0.01mg/L以下
	六価クロム	1回/年	0.05mg/L以下
	砒素	1回/年	0.01mg/L以下
	全シアン	1回/年	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	1回/年	検出されないこと
	トリクロロエチレン	1回/年	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	1回/年	0.01mg/L以下
	ジクロロメタン	1回/年	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	1回/年	0.002mg/L以下
	ダイオキシン類	1回/年	1pg-TEQ/L以下
	1,2-ジクロロエタン	1回/年	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1回/年	0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年	0.006mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	1回/年	0.002mg/L以下
	チウラム	1回/年	0.006mg/L以下
	シマジン	1回/年	0.003mg/L以下
	ベンゼン	1回/年	0.01mg/L以下
	セレン	1回/年	0.01mg/L以下
	チオベンカルブ	1回/年	0.02mg/L以下

9)調整池の点検

調整池は、日常点検として貯水量の経時変化、水の腐敗状況の確認等の監視を行い、1回/月に亀裂や漏水の有無について定期点検を実施する。調整池に破損が認められた場合は、調整池への流入を中止し、修復作業可能な水位まで水位を調整して、速やかに修復作業を実施する。

10)浸出水処理施設

浸出水処理施設は、日常点検として、破損有無の確認、機能不良の確認・調整、日報の作成、機器の点検、計測設備の作動状況の確認を行う。また、定期的に予備ポンプの切り替えを行うこと、薬品の使用状況に応じて薬品の管理を行う。

浸出水処理施設からの放流水に関しては、維持管理基準及び廃止基準等で最低限実施すべき基準が示されているため、放流水の水質検査の結果、排水基準を超えていれば直ちに放流を中止し、その原因追及を行う。また、流入水の BOD、SS、T-N に関しては放流水と同様に 1ヶ月に 1回分析を行い、適正な流入水が流入しているかを管理する。この他に反応槽における SV 等の日常監視をする。なお、流入水の基準は、設計値である BOD1,000mg/L、SS200mg/L、T-N100mg/L である。

浸出水処理施設の冬期間等低温時の対策としては、処理効率が通常時と同等に保つことができる程度に加温槽で水温を加温する。また、水量は調整池で調整されるため、増水時の対応は可能である。渇水時には、処理水を循環させる手法等により対応する。流入負荷が計画流入水質より高い場合には、処理水や地下水により希釈し、逆に流入負荷が低い場合には、余剰汚泥や下水の主成分であるグルコース、グルタミン酸、塩化アンモニウム等を調合する等して流入水質を確保し原水槽に投入させる。

なお、放流水の水質試験の結果、排水基準及び達成目標値を超過した場合、放流を中止する。放流水の水質検査項目及び頻度は以下のとおり。

表 6-3 放流水の水質検査項目及び頻度(埋立期間中)

	検査項目	頻度	基準値
放流水	pH	1回/月	5.8~8.6
	BOD	1回/月	30mg/L
	COD	1回/月	90mg/L
	SS	1回/月	10mg/L
	窒素含有量	1回/月	100mg/L(日間平均60)
	ノルマルヘキサ、 ン抽出物質量	1回/年	5mg/L
	鉱油類、 動植物油脂類	1回/年	30mg/L
	フェノール類含有量	1回/年	5mg/L
	銅含有量	1回/年	3mg/L
	亜鉛含有量	1回/年	2mg/L
	溶解性鉄含有量	1回/年	10mg/L
	溶解性マンガン含有量	1回/年	10mg/L
	クロム含有量	1回/年	2mg/L
	大腸菌群数	1回/年	日間平均3,000個/cm ³
	カドミウム及びその化合物	1回/年	0.1mg/L
	燐含有量	1回/年	16mg/L(日間平均8)
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	1回/年	0.005mg/L
	アルキル水銀化合物	1回/年	検出されないこと
	ダイオキシン類	1回/年	10pg-TEQ/L以下
	鉛及びその化合物	1回/年	0.1mg/L以下
	六価クロム化合物	1回/年	0.5mg/L以下
	砒素及びその化合物	1回/年	0.1mg/L以下
	シアン化合物	1回/年	1mg/L以下
	PCB	1回/年	0.003mg/L以下
	有機リン化合物	1回/年	1mg/L以下
	トリクロロエチレン	1回/年	0.3mg/L以下
	テトラクロロエチレン	1回/年	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	1回/年	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	1回/年	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	1回/年	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1回/年	0.2mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	0.4mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年	0.06mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	1回/年	0.02mg/L以下
	チウラム	1回/年	0.06mg/L以下
	シマジン	1回/年	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	1回/年	0.2mg/L以下
	ベンゼン	1回/年	0.1mg/L以下
	セレン及びその化合物	1回/年	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	1回/年	50mg/L以下	
ふっ素及びその化合物	1回/年	15mg/L以下	
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	1回/年	200mg/L以下	

なお、浸出水処理施設の適切な管理の実施に向けて、以下の事項を実施する。

- ①水処理施設の運転管理経験者の採用
- ②他の水処理施設での実務研修のための社員派遣
- ③水処理メーカーによる実技講習の実施
- ④関連資格取得に向けた講習会等への参加(浄化槽管理士、公害防止管理者等)

11)開渠等の維持管理

処分場周囲に敷設した開渠や管渠の設備は、土砂等の堆積がないように常に良好な状況を保つように日常点検を行う。土砂等の堆積があった場合は、速やかに清掃作業を実施する。

12)発生ガス排除方法

ガスが発生する原因となる腐敗性の産業廃棄物を受け入れた場合、有機物の分解が活発であれば廃棄物槽内は嫌気状態となりメタンガスなどが発生する。この管理上の対策は、通気装置を埋立処分の進捗状況に合わせて適宜配置し、大気拡散処理する。また、ガスの発生状況は、発生量を3ヶ月に1回測定を継続し、長期間の時系列データを蓄積しながら、状況把握を行う。

13)開口部の閉鎖・覆いの破損防止

埋立処分が終了した時は、開口部から産業廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生、雨水の浸透を抑制するために、埋立地の開口部を土砂で多い、転圧締固めを行い1m程度の厚さとなるようにして閉鎖する。また、閉鎖した埋立地の覆いの点検を行い、破損の恐れがある場合には、補修、復旧を行う。

14)記録の作成及び保存

廃棄物処理法施行規則第12条の7の2、第12条の7の3に定める内容にしたがって、記録の作成及び保存を行う。擁壁、調整池、放流水の検査等の点検、検査、補修を行った場合は、その記録を残し、廃止まで保存する。また、以下の事項について記録する。

- 1)処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - 2)点検を行った年月日及びその結果
 - 3)擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日と措置の内容
 - 4)遮水工の効果が低下する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日と措置の内容
 - 5)地下水、放流水を採取した場所、年月日、結果の得られた年月日、結果
 - 6)最終処分基準令第1条第2項第11号及び維持管理基準省令第1条第2号の規定による措置を講じた年月日と内容
 - 7)最終処分場基準令第1条第2項第13号の規定による点検を行った年月日と結果、調整池が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日と内容
 - 8)最終処分場基準令第1条第2項第14号の規定による点検を行った年月日と結果、浸出水処理施設の機能に異常があると認められた場合に措置を講じた年月日と内容
 - 9)最終処分基準省令第1条第2項第19号の規定による測定を行った年月日と結果
- 閲覧は、当社の操業日(平日月曜日～金曜日)の9時から16時まで本人の申し出により行

う。閲覧は、小川建設工業(株)本社(本別町)として翌月末日までに整理し備え置く。なお、施設点検項目は別紙のとおりであり、各月毎の結果を翌月までに整理する。

また、以下の書類は閲覧用資料とはせず、本社にて整理・保存する。

- 1) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書（届出書）
- 2) 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書
- 3) 産業廃棄物処理実績報告書（年度毎）
- 4) その他支庁に提出した書類等の写し等

15)騒音・振動の抑止方法

住民説明会の住民からの要望では、運搬車両騒音・振動、安全運転に関する意見があった。廃棄物を輸送するトラック及び場内作業に使用する重機等の車両の整備・点検を徹底し、できる限り騒音・振動を抑制する。使用するこれらの車両は、可能な限り低騒音・低振動型のものを採用し、騒音・振動の抑止に努める。

この他に、過積載を行わないことや、特に住宅地周辺の運転は法定速度を厳守するのはもちろんのこと、状況に応じた安全運転にところがける。また、運搬車輛については、過積載を禁止し、芽登住宅街を通行するときは、一層の安全運転をところがけるとともに、1年に1回程度は、住民の方と意見交換を行い、騒音・振動に関する住民の認識を確認する。なお、場内運行速度は10km/h以下とする。

16)その他の維持管理方法

門扉、進入防止柵、立札等の付帯施設や侵入路に関しては、日常点検を行い、大雨、地震等の発生した後は緊急点検を実施する。これらの施設について、破損を発見した場合は、発見しだい補修する。埋立地盤や周辺地盤の監視や、各種管理記録の作成・保管を行い公表できる体制を整える。この他に、特に地域住民の方々に対しては、不安要素を低減していただけるように、定期的に施設内の視察や説明会の実施、地域ボランティアの参加によって施設や維持管理に関する住民意見の聴取等を積極的に行うことによって、より良い維持管理が実施できるようにする。

17)石綿含有廃棄物

石綿含有産業廃棄物は、破碎・選別・圧縮等を行わずに埋立処分を行う。処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物は、種類及び数量、最終処分場の維持管理を行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

18)残余埋立量

残余の埋立容量については1年に1回以上測定し、かつ記録を残す。

19)埋立処分終了

埋立処分が終了した場合、おおむね 1m の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。埋立終了後は農地(牧草地)としての利用とする。

20)維持管理積立金

廃掃法第 8 条の 5 第 1 項(第 15 条の 2 の 3 において準用する場合を含む)の規定に基づき、埋立処分終了後にその適正な維持管理に必要となる費用を、あらかじめ埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てておく。

浸出水処理 点検 測定項目

点検項目

機器名称	点検項目	頻度	記録内容
浸出水取水ポンプ	異音・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時	異状の有無 修理の内容
調整池移送ポンプ	同上	同上	
原水槽原水ポンプ	同上	同上	
ろ過原水ポンプ	同上	同上	
処理水槽ポンプ	同上	同上	
汚泥引抜ポンプ	同上	同上	
汚泥濃縮槽ポンプ	同上	同上	
攪拌機	異音・振動・攪拌状況	同上	
ブロー	異音・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時	異状の有無
脱水機	異音・振動・脱水状況	同上	異状の有無
油吸着マット	油吸着状況	毎日1回作業前	油吸着状況
各薬注装置	機器運転状況・薬品注入状況・薬品残量	毎日作業中随時	薬品補充量
滅菌器	同上	同上	薬品補充量
凝集剤溶解槽	運転状況・凝集剤溶解状況	同上	薬品補充量
pHメーター	指針状況・電極の清掃	毎日1回作業前	pH測定値
各配管・バルブ類	液体の漏洩・バルブの作動・支持金物の緩み・保湿剤の剥離	毎日作業中随時	異状の有無 修理の内容
予備ポンプの定期切替	異音・振動・吐き出し状況	同上	異状の有無 修理の内容
制御盤・その他	ランプの点灯状況・計装器の指示値・配線の緩み・亀裂等	同上	異状の有無 修理の内容

測定項目 (測定値は日誌に記載する)

測定項目	頻度
処理水量の算出	毎日1回
曝気槽のSV ₃₀ の測定 (メスシリンダーによる)	毎日1回
曝気槽のDOの測定 (DO計による)	毎日1回
処理水の透視度の測定 (透視度計による)	毎日1回
薬品残量の確認	毎日1回
微生物相の確認 (顕微鏡による)	毎週1回
流入水・放流水の水質測定 (pH)	毎日1回

浸出水処理施設 点検 チェックリスト
点検項目

機器名称	点検項目	測定頻度	年 月																															記録内容	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
浸出水揚げポンプ	異常・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時																																	
調整ポンプ	同上	同上																																	
凝集沈殿補助ポンプ	同上	同上																																	
沈殿ポンプ	同上	同上																																	
ろ過風車ポンプ	同上	同上																																	
処理水槽ポンプ	同上	同上																																	
汚泥濃縮ポンプ	同上	同上																																	
脱汚濁	異常・振動・発音状況	同上																																	
ブロワー	異常・振動・吐き出し状況	毎日作業中随時																																	
脱臭機	異常・振動・貯水状況	同上																																	
油吸着マット	油吸着状況	毎日1回作業前																																	
各薬液装置	機器運転状況・薬品投入状況・薬品残量	毎日作業中随時																																	
減圧器	同上	同上																																	
高分子凝集剤投薬槽	運転状況・凝集剤溶解状況	同上																																	
pHメーター	指示状況・電極の清掃	毎日1回作業前																																	
各配管・バルブ類	液体の漏洩・バルブの作動・支持金物の緩み・保潔剤の残留	毎日作業中随時																																	
予備ポンプの定期回替	作動状況の確認	同上																																	
調整・その他	ランプの点灯状況・計装器の指示値・配線の緩み・危裂等	同上																																	
測定項目 (測定値は日誌に記録する)																																			
処理水出の芽出	測定頻度	毎日1回																																	
曝気槽のSVの測定 (マスリンターによる)	測定頻度	毎日1回																																	
曝気槽のDOの測定 (DO計による)	測定頻度	毎日1回																																	
処理水の濁り度の測定 (濁り度計による)	測定頻度	毎日1回																																	
薬品残量の確認	測定頻度	毎日1回																																	
微生物剤の確認	測定頻度	毎週1回																																	
流入水の水質測定 (pH・SS・BOD)	測定頻度	毎月1回 (pH) 毎月1回 (SS) 毎月1回 (BOD)																																	
放流水の水質測定 (pH・SS・BOD)	測定頻度	毎月1回 (pH) 毎月1回 (SS) 毎月1回 (BOD)																																	

年度 1 以上	水の採取場所											
	飲料水の採水日											
	飲料水の検査日											
年度	検査項目	基準値	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
年	水素イオン濃度	5.8~8.6										
	生物化学的酸素要求量	30mg/l以下										
	浮遊物質量	10mg/l以下										
	濁度	100mg/l以下										
	アルカリ水酸化力	検出されなことを										
	ホルムアルデヒド	0.05mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	0.1mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	0.1mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	1mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	0.5mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	0.1mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	1mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	0.03mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	0.3mg/l以下										
	ホルムアルデヒド	0.1mg/l以下										
ホルムアルデヒド	0.2mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.02mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.04mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.2mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.4mg/l以下											
ホルムアルデヒド	3mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.06mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.02mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.06mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.03mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.1mg/l以下											
ホルムアルデヒド	0.1mg/l以下											
ホルムアルデヒド	50mg/l以下											
ホルムアルデヒド	15mg/l以下											
ホルムアルデヒド	200mg/l以下											
ホルムアルデヒド	5mg/l以下											
ホルムアルデヒド	30mg/l以下											
ホルムアルデヒド	5mg/l以下											
ホルムアルデヒド	3mg/l以下											
ホルムアルデヒド	2mg/l以下											
ホルムアルデヒド	10mg/l以下											
ホルムアルデヒド	10mg/l以下											
ホルムアルデヒド	2mg/l以下											
ホルムアルデヒド	3000個/cfu以下											
ホルムアルデヒド	16 (同平均)以下											
ホルムアルデヒド	10mg-100/l以下											

基準値：環境省選定基準に基づく新水基準 (S. 46環境省令第35号等)

点検内容	遮水工				調整池工				浸出水処理施設				えん堤・排水工・柵			
	シートの破損	底面法面の保護	不織布の劣化破損	接合部のはがれ	貯水量の確認	水の腐敗状況	亀裂の有無	漏水の有無	機能不良の確認	機器の点検	計測設備動作確認	流放流水の水質	柵の破損	閉塞の土砂づまり	法面の崩れ	処分場内の異常の有無
点検年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な処置を講じた年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
処置の内容																

3.埋立終了から廃止までの維持管理

埋立終了後の維持管理では、維持管理基準が継続して適用される。埋立終了から廃止までの期間の維持管理は、施設操業時の維持管理と同様の基準で維持管理を行う。

1)悪臭の発散防止

最終処分場の外に悪臭が発散しないように、1回/月程度は敷地全体の点検を行い、悪臭の状況を確認する。悪臭が確認できた場合は、消臭剤等の散布を行う。

2)火災の発生防止

火災の発生を防止するために、沈下等により覆土から廃棄物が出ていないかの点検を行う。また、排ガス調査を年4回実施する。

3)衛生害虫等の発生防止

ねずみやはえ、蚊などの衛生害虫に関しては、発生しないように覆土の状況について上記のとおり点検を実施する。また、発生した場合は防虫剤等を散布する。

4)地下水等の水質

地下水検査項目について年1回、電気伝導率と塩化物については月1回測定を行う。

5)放流水の水質

埋立終了から廃止までの放流水の水質測定は、前章の施設操業時の維持管理に示す10)浸出水処理施設と同じとする。また、水質検査項目は表6-3に示すとおりである。

表 6-4 地下水検査項目(埋立終了後)

	検査項目	頻 度	備考
地下水	電気伝導率	1回/月	
	塩化物イオン	1回/月	
	アルキル水銀	1回/年	
	総水銀	1回/年	
	カドミウム	1回/年	
	鉛	1回/年	
	六価クロム	1回/年	
	砒素	1回/年	
	全シアン	1回/年	
	ポリ塩化ビフェニル	1回/年	
	トリクロロエチレン	1回/年	
	テトラクロロエチレン	1回/年	
	ジクロロメタン	1回/年	
	四塩化炭素	1回/年	
	ダイオキシン類	1回/年	
	1,2-ジクロロエタン	1回/年	
	1,1-ジクロロエチレン	1回/年	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	
	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	
	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年	
	1,3-ジクロロプロペン	1回/年	
	チウラム	1回/年	
	シマジン	1回/年	
	ペンゼン	1回/年	
セレン	1回/年		
チオベンカルブ	1回/年		

6)構造基準への適合

沈下防止工、擁壁・堰堤設備、遮水工、地下水集排水設備等が構造基準に適合していること。特に擁壁は、安定計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物が埋められていないかを管理する。

7)保有水の水質

保有水等について、pH、BOD、SS、T-Nについては3ヶ月に1回、その他の排水基準に係る項目については6ヶ月に1回の測定を行う。廃止確認申請の直前2年以上にわたり測定し、すべての排水基準に適合しているかどうか確認する。

表 6-5 保有水の水質検査項目及び頻度(埋立終了後)

検査項目	頻度	備考
pH	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
BOD	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
COD	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
SS	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
窒素含有量	1回/3月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ノルマルヘキサ 鉱油類	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ン抽出物質 動植物油脂類	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
フェノール類含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
銅含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
亜鉛含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
溶解性鉄含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
溶解性マンガン含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
クロム含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
大腸菌群数	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
カドミウム及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
燐含有量	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
アルキル水銀化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ダイオキシン類	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
鉛及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
六価クロム化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
砒素及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
シアン化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
PCB	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
有機燐化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
トリクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
テトラクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ジクロロメタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
四塩化炭素	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,2-ジクロロエタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,1-ジクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
シス-1,2-ジクロロエチレン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,1,1-トリクロロエタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,1,2-トリクロロエタン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
1,3-ジクロロプロペン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
チウラム	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
シマジン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
チオベンカルブ	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ベンゼン	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
セレン及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ほう素及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
ふっ素及びその化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
アンモニア、アンモニウム	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
化合物、亜硝酸化合物及び	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定
硝酸化合物	1回/6月	廃止確認申請の直前2年間以上測定

保有水

8)ガスの発生

排ガスは排ガス量の測定は年 4 回行う。測定方法は、超音波流量計等を用いてガス流量を測定する。また、流量が認められる場合には、二酸化炭素とメタンの濃度を測定する。

9)埋立地の内部温度

埋立地内部の温度測定は年2回行い、処分場周囲との地中温度差が20℃未満になるまで測定を行う。測定方法は、通気設備から適当な箇所を選定し、熱電対式温度計で鉛直方向に1m間隔で測定する。

10)覆い

覆土等の覆いの損傷が認められないか点検を行う。また、処分場中央部の沈下量の測定を年1回行う。

11)生活環境の保全上の支障

処分場からの浸出放流水やガス等により周辺の作物等の立ち枯れ等が無いか、1年1回程度の周辺地域の調査を実施する。